

令和7年度 集団指導資料 （長寿社会課介護保険係）

～ 内 容 ～

1. 算定基準～告示等のみかた.....	2
2. 介護給付費適正化事業における点検の実施	10
3. 事故報告についての注意事項	13
4. 介護保険に係る質問時の留意点及び提出先	14
5. その他の事項.....	15
(1) 業務管理体制について.....	15
(2) 過誤調整による返金に関する留意事項（高額介護サービス費の確認）	15
(3) 外部評価の免除に係る適用申請の留意事項について	15
(4) 短期入所の利用延長申請について（令和7年4月更新）	16
(5) 訪問介護に係る届出書について（令和7年4月更新）	16
(6) 長寿社会課へのメールの受付内容および宛先アドレス.....	17

◎ はじめに

この集団指導の資料として、お示ししている内容は、管理者等だけではなく、必ず関係職員や実務担当者などへも周知する機会を設け、これらの情報を遺漏なく共有していただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、報告や申請等に使用する様式を更新している場合がありますので、それぞれ掲載している本市のホームページで適宜ご確認のうえ、更新後の様式のご使用の程をよろしくお願いいたします。

1. 算定基準～告示等のみかた

(1) 介護報酬の算定基準が記載されているもの（法令等）は何か

a. 算定基準の告示

まず、厚生労働省が作成した算定基準の告示があり、その別表の単位数表としてサービス種類ごとに、次のとおり、7つの告示に分けて示されています。

- ① 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与
- ② 「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
(予防算定基準平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与
- ③ 「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」
(平成12年2月10日厚生省告示第20号)
居宅介護支援
- ④ 「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」
(平成12年2月10日厚生省告示第21号)
介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス
- ⑤ 「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護
- ⑥ 「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
(平成18年3月14日厚生労働省告示第128号)
介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認

知症対応型共同生活介護

⑦ 「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」

(平成18年3月14日厚生労働省告示第129号)

介護予防支援

b. 大臣が定める基準の告示

次に、前記の算定基準の告示が引用している厚生労働大臣が定める基準等の告示があり、基本サービス費、加算および減算について具体的な基準が示されています。

この厚生労働大臣が定める基準等は数多くあり、そのうちの主な告示と掲載されている加算等の例は次のとおりです。

① 「厚生労働大臣が定める基準」

(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)

各対象サービスの高齢者虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算、特定事業所加算、認知症専門ケア加算、介護職員等処遇改善加算、サービス提供体制強化加算、身体拘束廃止未実施減算、認知症チームケア推進加算、安全管理体制未実施減算、ほか多数

② 「厚生労働大臣が定める施設基準」

(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)

各対象サービスの看護体制加算、夜間看護体制加算、看取り介護加算、看護職員配置加算、夜間支援体制加算、医療連携体制加算、日常生活継続支援加算、配置医師緊急時対応加算、安全対策体制加算、ほか多数

③ 「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」

(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)

各対象サービスの特別管理加算、ターミナルケア加算、認知症専門ケア加算、療養食加算、認知症加算、看取り連携体制加算、看取り介護加算、認知症チームケア推進加算、障害者生活支援体制加算、ほか多数

④ 「厚生労働大臣が定める地域」

(平成24年3月13日厚生労働省告示第120号)

各対象サービスの特別地域加算

⑤ 「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」

(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)

各対象サービスの中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住す

る者へのサービス提供加算

- ⑥ 「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」
(平成12年2月10日厚生省告示第29号)
各対象サービスの夜勤職員配置加算など
- ⑦ 「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」
(平成12年2月10日厚生省告示第27号)
各対象サービスの利用定員超過の減算、人員基準欠如の減算

c. 算定の留意事項通知など

以上の告示に示された基準の内容について、算定をするうえでの具体的な取扱い等を説明している通知文書です。(下記 i)

これらの算定の留意事項通知のほかに、具体的な取扱い、事務処理手順等や標準様式についての通知や事務連絡があります。(下記 ii)

また、これらを補足説明しているQ & Aの事務連絡(主に介護保険最新情報として発出されるもの)もあります。

i. 留意事項通知

- ① 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
(平成12年3月1日老企第36号)
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅介護支援
- ② 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
(平成12年3月8日老企第40号)
短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス
- ③ 「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
(平成18年3月17日老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号)

介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、
介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入
所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介
護予防福祉用具貸与

- ④「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域
密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う
実施上の留意事項について」

(平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老
発第0331018号)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、
(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護
予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密
着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

ii. 事務処理手順等の通知など(主なもの)

- ①「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様
式例の提示について」

(令和6年3月15日老発0315第2号)

- ②「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務
処理手順及び様式例の提示について」

(令和6年3月15日老老発0315第4号)

- ③「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組につ
いて」

(令和6年3月15日老高発0315第2号、老認発0315第2号、老老発
0315第2号)

- ④「認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について」

(令和6年3月18日老高発0318第1号、老認発0318第1号、老老発
0318第1号)

(2) 体制等状況一覧表等を提出して届出(体制届)が必要なのはどの加算か

a. 算定基準の告示

加算等について体制等に変更がある場合の届出(体制届)が必要な加算の場合
は、算定基準告示の別表中の該当する注記の文中に「…、電子情報処理組織を使

用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った…」という部分があります。

b. 体制等状況一覧表

体制届に使用する「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に、加算の名称や該当する「〇〇体制」などの表記で、サービス種類ごとに挙げてあり、その中にあるものが「届出が必要な加算」ということになります。

つまり、前記（１）の告示等をもとに作成されています。

c. 届出書の添付書類一覧

届出が必要な加算は、本市指導監査課が掲載しているホームページ「【体制届】介護保険サービス事業所の加算・減算に係る届出」の中に、サービス種類ごとに整理してある「届出書の添付書類一覧」で確認することもできます。

（３）加算や減算の名称を告示等で探すことができないのはなぜか

a. サービス内容略称

加算や減算の名称として、介護報酬の請求時に使用されるサービス内容略称をよく目にしていることと思われますが、これは主として、「サービス種類の略称＋算定内容の略称」という構成となっています。（例：訪問リハ短期集中リハ加算）

このサービス内容略称や「算定内容の略称」部分は、介護報酬の請求ソフトの出力帳票、事業所の請求書・領収書や重要事項説明書で使用されていることが多いようです。

b. 算定基準の告示の定義

そして、この「算定内容の略称」部分が加算等の略称となっており、算定基準の告示で定義されている名称と異なっているものがあります。

（例：[略称] ～サービス提供体制加算 → [定義] サービス提供体制強化加算）

また、算定基準の告示では、定義された名称がない加算等もあり、「算定内容の略称」部分と異なる表記となっています。

（例：[略称] ～中山間地域等提供加算 → [告示] 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて…加算する）

つまり、この「算定内容の略称」を告示等では見つけることができませんが、告示で定義された名称がある加算等は、およそ同様な名称となっていることから、当たりを付けることができます。また、定義された名称がない場合は、告示の内容から判断することになります。

c. 大臣が定める基準等の告示の表記

大臣が定める基準等の告示では、加算等の名称ではなく、算定基準告示の別表中の「〇〇費の注5」や「〇〇〇費のハの注」などで示されていることも少なくあります。

そして、この番号・記号の表記は、同じ名称の加算でもサービス種類ごとに、ほとんど異なっています。

この場合は、まず、算定基準告示の別表を見て、探している加算等が、サービス費の中の注何か、または何の注にあるのかを調べる必要があります。

d. 施設の名称とサービスの名称

施設サービスの種類で加算等を見ていく場合には、施設の名称とサービスの名称があることを把握している必要があります。

これらは介護保険法の第8条で定義されている名称です。

（例：特別養護老人ホーム〔老人福祉法〕、
介護老人福祉施設〔介護保険法の施設名〕
介護福祉施設サービス〔介護保険法のサービス名〕）

（4）加算の請求は告示等の基準を満たしていないと返戻されるのか

a. 基本として

最終的には、前記の（1）で挙げた告示および通知等をもとに、請求された介護報酬の算定基準に対する適合性を判断することになります。

b. 介護報酬の請求

しかし、毎月の介護報酬請求では、国民健康保険団体連合会において、体制届として提出された加算等の情報によるチェックを行っており、単純な記載誤りなどの手続きミス等の部分的な確認に過ぎませんので、返戻されるとは限りません。

また、加算の請求により介護報酬が給付されても、その加算が算定要件を満たしていることを担保するものではありません。

c. 運営指導等における指摘

運営指導等や国民健康保険団体連合会等による縦覧点検の際に、請求誤りを指摘されないように、毎月の請求を適宜点検し、請求誤りがあった場合は、早めに市への過誤調整依頼により、正しい請求に改めておく必要があります。

(5) 介護報酬の算定に関する告示等はどこにあるのか

a. 算定基準の告示

算定基準の告示は、厚生労働省のホームページの「法令等データベースサービス」で、検索することができます。

また、算定基準等が引用している人員基準や運営基準の省令も探することができます。

○厚生労働省法令等データベースサービス

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 >
法令・通知検索

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

b. 通知、事務連絡、Q & A

介護報酬改正後の算定の留意事項通知の全文を、インターネットの検索で有料のホームページ以外で見つけることは、現在のところ難しいようですので、この検索のほか書籍などで、必要な部分を確認することになると思われます。

これまでの介護報酬改正により、各通知に変更があった部分については、厚生労働省の各年度の「介護報酬改正」のホームページに掲載されている改正前後の対照表で確認することができます。（下記①）

その他の通知、事務連絡、Q & Aは、「介護保険最新情報」としてホームページに掲載されています。（下記②、③）

また、これまでの Q & A を一覧表形式で Q & A 集としたものが、厚生労働省の「介護サービス関係 Q & A」のホームページに掲載されています。（下記④）

介護職員の処遇改善に関連するものは、厚生労働省の「介護職員の処遇改善」のホームページに掲載されています。（下記⑤）

以上のほか、介護報酬請求で使用されるサービスコード表などを掲載しているホームページもあります。（下記⑥の「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）（令和7年3月28日事務連絡）」に

資料1「介護報酬の算定構造のイメージ（R7.4.1）」、

資料2「介護給付費単位数等サービスコード表」、

資料9「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用」などがあります。）

①厚生労働省ホームページ「令和6年度介護報酬改定について」

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉
> 介護報酬 > 令和6年度介護報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

②厚生労働省ホームページ「介護保険最新情報掲載ページ」

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉
> 介護・高齢者福祉分野のトピックス > 介護保険最新情報掲載ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureis
ha/index_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureis
ha/index_00010.html)

③WAM-NET ホームページ「介護保険最新情報」

トップ > 行政情報 > 高齢・介護 > 高齢・介護全般 > 「介護保険最新
情報」

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

④厚生労働省ホームページ「介護サービス関係 Q&A」

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉
> 介護サービス関係Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureis
ha/qa/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureis
ha/qa/index.html)

⑤厚生労働省ホームページ「介護職員の処遇改善」

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉
> 介護報酬 > 介護職員の処遇改善

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html

⑥WAM-NET ホームページ「国保連インターフェース」

トップ > 行政情報 > 高齢・介護 > 情報化・システム関連 > 国保連インタ
ーフェース

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020050010>

c. 書籍、有料ホームページ

介護報酬等を取扱っている書籍では、前記（１）の告示等をサービス種類ごと
に整理し、掲載しており、レイアウトを工夫したものとなっています。

なお、書籍について、掲載記事の誤りや、厚生労働省が発出した正誤表がある
場合は、この書籍の正誤表などが出版社のホームページに掲載されていることが
ありますので、随時、このホームページを確認しておく必要があります。

また、書籍のほかに、同様に介護報酬等を取扱っている有料のホームページも
あります。

2. 介護給付費適正化事業における点検の実施

佐世保市では、地域支援事業の一環として、介護給付費適正化事業（介護保険法第115条の45第3項第1号）を実施しています。

下記について、具体的には、対象事業所等へ連絡させていただきますので、ご協力の程をお願いします。

- 市が実施する点検について

下記について、適宜、照会や資料提出などをお願いしています。

- 縦覧点検等 ————— 複数月の介護報酬請求書データによる
 - ☆ 国民健康保険団体連合会が実施している点検を補充するもの
- ケアプラン点検 — 居宅サービス計画書等一式による
 - ☆ 居宅介護支援事業所のケアプラン点検を、概ね3年間に1回以上、随時実施するもの
 - ☆ 短期入所利用延長申請時および生活援助の提供回数に係る届出時の適宜のケアプラン点検に加え、住宅改修、福祉用具貸与等の点検についても実施するもの

- 連絡メールアドレス

点検について、ご連絡やご質問等の際には、次のメールアドレスへお願いします。

アドレス：careplan@city.sasebo.lg.jp

※ 長寿社会課に登録されている事業所のメールアドレスに変更がある場合は、上記アドレスへ新しいメールアドレスをお知らせください。

- 点検の結果、過誤調整が必要な場合について

上記の点検の結果、介護給付費の過誤調整等が必要となった場合は、過誤調整依頼書に、縦覧点検やケアプラン点検によることが分かるように記載をお願いします。（「〇〇点検による□□加算の取下げ」等）

- 令和7年度ケアプラン点検の実施

昨年度に引き続き、対象の居宅介護支援事業所に、本年7月以降にメールにより実施通知を発送しますので、その内容の詳細につきましては通知をご確認のうえ、ご対応の程をよろしくお願いします。

● ケアマネジメントにおける注意事項の概要

令和6年度ケアプラン点検の実施結果から、注意が必要と思われる事項の概要は以下のとおりです。

(1) 課題抽出について

- ・アセスメント項目からの課題や必要な支援の根拠の説明ができるように整理すること
- ・アセスメント時に基本ケアおよび利用者の疾患等に着目した情報の収集を心掛けること

(2) 第2表の作成について

- ・各記載欄の設定手順における適格性および整合性があること
(ニーズ⇒長期目標⇒短期目標⇒サービス内容・頻度⇒第3表)
- ・位置付けているサービスによる支援が必要な理由等が説明できること
(課題の解決、短期目標の達成における役割など)

(3) 計画書の軽微な変更と判断できる場合について

- ・計画書に追記する場合は記載要領に示されている方法によること
- ・ニーズや目標への追記や変更が必要な場合や福祉用具の種目の追加等が必要な場合は、軽微な変更該当しないことに留意すること
- ・居宅介護支援経過の記録などに、客観的な事実や根拠を具体的に記載すること
(アセスメントの項目、第4表のサービス担当者の意見からの判断など、具体的に確認できるように記録することなど)

※記録内容などから、利用者に面接してのアセスメントを実施していないことやサービス担当者会議等による担当者の意見の聴取がないことなど、場合によっては運営基準減算に該当すると判断されることがあり得ますので、ご注意ください。

《参考》

○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号）

○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号）

○介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成 11 年 11 月 12 日老企第 29 号）（令和 6 年 7 月 4 日老認発 0704 第 1 号(改正全文)/介護保険最新情報 Vol.1286）

(別紙 3)介護サービス計画書の様式について

(別紙 4)課題分析標準項目について

○居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて（令和 3 年 3 月 31 日老介発 0331 第 1 号老高発 0331 第 2 号老認発 0331 第 3 号老老発 0331 第 2 号/介護保険最新情報 Vol.959）

（別添）「居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員に係る項目及び項目に対する取扱い」

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号）

3. 事故報告についての注意事項

- 報告時の個人情報の取扱い

事故報告書を提出する際に、メールの誤送信等による個人情報漏洩を防止するために、つぎの点にご注意ください。

1. (1)「メール件名」、(2)「メール本文」および(3)「事故報告書のファイル名」に個人の氏名を入れないでください。
 - (1)「メール件名」、(3)「事故報告書のファイル名」は、次の形式でお願いします。
 - ◇ 事故発生日(R+数字6桁)+法人名+事故報告
 - (例) R060401□□会事故報告
2. 事故報告書には対象者の氏名ではなく、介護保険の被保険者番号を記入してください。
3. 家族について記載する場合は、氏名ではなく続柄などを使用してください。
 - (例) 長男、長女
4. 事故報告書の対象者の住所を記載する場合は、町名(丁目を含む)までとし、地番や部屋番号等は省略してください。

- 報告対象

1. 死亡に至った事故
2. 医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
3. 感染症、食中毒及び結核
 - ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
 - イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ウ. 上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
4. 従業員の法令等違反、不祥事等（利用者の処遇に影響があるもの）虐待、預かり金の横領・紛失、書類紛失、送迎時の交通事故等
5. その他、報告が必要と認められるもの
 - 利用者の行方不明、自然災害、火災、盗難等の発生により、利用者に影響のあるもの

- 提出について（メールアドレス）

次のアドレス（令和5年4月変更）へ事故報告書をメールで送信してください。

また、集約等に使用しますので、Excelの様式のまま添付をお願いします。

アドレス：careplan@city.sasebo.lg.jp

- 事故報告書様式（令和7年4月更新版）

佐世保市ホームページに掲載している令和7年4月更新版の様式を使用してください。

ホーム＞事業者の方へ＞介護・高齢福祉＞各種様式

＞【様式】介護保険施設等における事故の報告様式等について（令和7年4月更新）

https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/chojyu/r3jiko_houkoku.html

4. 介護保険に係る質問時の留意点及び提出先

- 質問時の留意点

1. 佐世保市ホームページの「お問合せ」からの質問ではなく、下記のホームページ掲載の質問票をご使用ください。
2. 指定基準や算定基準の内容、解釈に関するご質問は、基準等の確認を要することから、電話では受け付けていません。適確な回答作成のためにも、質問票をご使用ください。
3. ご質問の際は、書籍やホームページ等で、各基準や通知等の事前確認をお願いします。
4. 質問者の見解、参照した資料等の欄は、できるだけ具体的に記入することをお願いします。
（書籍の名称○年度版の○○ページ、ホームページの掲載者名と記事タイトル等）
5. 参考資料等がある場合は添付してください。
6. サービスの種類は、介護保険法上の名称を記入してください。
7. ご質問の内容により質問票の提出先が異なりますので、具体的には佐世保市ホームページの下記ページをご確認ください。
8. 回答については、ご質問の内容によって、その確認や検討に相応の時間が必要となることもあり、また、多くの質問が集中している場合は、各質問を順次処理しており、お待たせすることもありますので、あらかじめご了承ください。

※［佐世保市ホームページ］

ホーム＞事業者の方へ＞介護・高齢福祉＞事業者へのお知らせ

＞介護保険事業サービスに関する質問等の取扱いについて（お願い）

<https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/situmon.html>

- 提出先メールアドレス

長寿社会課が担当する質問内容の提出先メールアドレスにつきましては、次のとおりです。（令和5年4月変更）

アドレス：careplan@city.sasebo.lg.jp

5. その他の事項

(1) 業務管理体制について

全ての介護サービス事業所において、業務管理体制に関して整備をする必要があります。未整備の事業所におかれましては、長寿社会課介護保険係までご連絡をいただきますようお願いします。

また、既に業務管理体制の届け出をされている事業所においても、届け出内容に変更がある場合は届け出が必要です。未提出・未対応の事業所においては早急にご連絡をお願いします。

(2) 過誤調整による返金に関する留意事項（高額介護サービス費の確認）

介護給付費を返金する過誤調整依頼を行う際に、「高額介護サービス費の返金」の確認が必要な場合がありますので、必ず事前に担当者（長寿社会課介護保険係）に、ご相談をお願いします。

(3) 外部評価の免除に係る適用申請の留意事項について

この免除要件の「運営推進会議の取扱い」は、令和6年7月4日付で長崎県から通知された「地域密着型サービス外部評価の免除に係る適用申請における留意事項について」に示されているとおり、1「原則対面開催」であり、2「参加者の同意のうえでWeb開催」が認められています。

また、令和6年8月1日以降は運営推進会議の「書面による開催」は認められません。

なお、「外部評価の文書による実施、延期、中止等」は認められておらず、年度内の実施が必要です。再度、この県からの通知を確認し、ご注意ください。

(4) 短期入所の利用延長申請について（令和7年4月更新）

短期入所生活介護、短期入所療養介護の利用日数が要介護認定期間の半数を超える月の前々月末までに、申請書一式をご提出ください。

この短期入所の利用延長を検討する上での留意点は、次のとおりです。

- ・短期入所生活介護及び短期入所療養介護の制度趣旨に沿った利用が計画されているか。
- ・ケアプランにおける各々の生活全般の解決すべき課題(ニーズ)に対する目標の実現のための手段として、サービス提供が適切に行われているか。
- ・利用者の心身の状況、家族（家庭）の状況・環境、経済的状況等の観点から、延長の必要性が客観的に認められ得る状況であるか。
- ・短期入所サービスの延長利用以外に他の方法は考えられないか。また、その努力がされているか。
- ・家族の介護負担軽減、施設入所等に関する方針などではなく、短期入所サービス利用中の利用者の望む生活や尊厳に配慮した総合的な援助方針があるか。
- ・その他（やむを得ない事情など）。

以上のほか、申請書様式等や詳細につきましては、下記の本市のホームページでご確認ください。

（ホーム＞事業者の方へ＞介護・高齢福祉＞各種様式
＞【様式】短期入所の利用延長申請（令和7年度更新版）

<https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/chojyu/kyufusekyu.html>

(5) 訪問介護に係る届出書について（令和7年4月更新）

居宅介護支援の運営基準第13条第18号の2および第18号の3において、以下の①、②の届出が必要とされています。

また、居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載することが示されています。

この理由等について、アセスメント項目からの課題、課題解決のための支援内容、および短期目標の達成のために訪問介護のどのような支援が具体的に必要となるのかやその留意点等を、居宅サービス計画第2表に記載した部分から説明することが考えられます。

以下の届出書の様式に、なぜ他の居宅サービス等やインフォーマルサービスではなく訪問介護なのか、利用者の状況等の説明にとどまらず、この

妥当性の判断や必要な理由等についての説明を記載してください。

- ①訪問介護（生活援助中心型）の回数が多い居宅サービス計画等の届出月の生活援助中心型の算定回数が、要介護状態区分ごとに規定された回数以上に該当する利用者の居宅サービス計画が対象です。

利用者の同意を得て居宅サービス計画を交付した月の翌月の末日までに、本市のホームページ掲載の様式で届出書一式をご提出ください。

なお、その後の届出は1年後となりますが、詳細については、下記のホームページでご確認ください。

ホーム＞事業者の方へ＞介護・高齢福祉＞各種様式

＞【様式】訪問介護（生活援助中心型）の回数が多い居宅サービス計画等の届出について（令和7年4月更新）

<https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/chojyu/2024sc11seikatuenjokaisu.html>

- ②介護給付費総額の割合および訪問介護費の割合に係る居宅サービス計画等の届出

サービス費総額が区分支給限度基準額に占める割合が70%以上、および訪問介護費がサービス費総額に占める割合が60%以上に該当する利用者の居宅サービス計画が対象です。

この届出については、市からの求めがあった場合となりますが、前記のケアプラン点検において提出を求めた居宅サービス計画が該当している場合に、ケアプラン点検の実施通知とともにメールに添付している様式を使用して、ご提出ください。

なお、その後の届出については、ケアプラン点検の結果通知でお知らせします。

(6) 長寿社会課へのメールの受付内容および宛先アドレス

受付内容	メールアドレス	担当
①事故報告、質問票、ケアプラン点検、短期入所に関する申請、生活援助に関する届出	careplan@city.sasebo.lg.jp	介護保険係 適正化担当
②介護職員等処遇改善加算関連（体制届等を含む）	kaigo@city.sasebo.lg.jp	介護保険係 給付担当
③総合事業、その他の事務一般	chojyu@city.sasebo.lg.jp	各係 各担当